和歌山市いじめ防止基本方針

和歌山市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この基本方針は、児童生徒の尊厳を守るため、教育委員会、学校、家庭、地域その他の関係者が連携していじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 策定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、 学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込む ことが必要であり、これまでも各学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国各地で発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する市民の課題である。

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第1 いじめに対する基本的な認識

1 いじめの定義

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児 童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、当該児童生 徒の表情や様子をきめ細かく、組織的に観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行うものとする。

いじめの認知については、次の項目に留意することが大切である。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢 理させられたりすることなどを意味する。
- ・外見的にはけんかのように見えることでも、事件の全容をしっかりと見極め、いじめられた児童生 徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒自身が、そのことを知らずにいるような場合など、行 為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を 行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被審が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取らなければならない。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしなければならない。

第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

具体的ないじめの態様(例)

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - 遊びやチームに入れない。
 - 席を離される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅され、お金を取られる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真や鞄、靴等を傷つけられる。
- (5)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きや恐喝を強要される。
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって未然防止に取り組む。

学校においては、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

また、これらに加え、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささい

な変化に気付く力を高めなければならない。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、 遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを 認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、 いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知しなければならない。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守っていかなければならない。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携していかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておき、 また、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を行う。

4 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用するなど、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築に努めなければならない。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校でいじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、警察や児童相談所等、関係機関と適切に連携する。また、適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催などを行い、情報共有体制を構築しておく。

また、学校や教育委員会は、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関や地方 法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒・保護者へ周知し、関係機関と適切な連携を促すこ とが大切である。

第3 いじめの防止に向けた取組

1 和歌山市における取組

(1) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会

教育委員会の附属機関として、和歌山市いじめ・不登校に関する検討委員会を置く。いじめ及び不登校の問題に関し、①問題の解消のための住民意識の啓発の方策 ②問題を未然に防止するための効果的な方策 ③問題の早期発見のための取組み ④その他問題の解消を図るために教育委員会が必要と認める事項について検討し、教育委員会に意見を述べるものとする。検討委員会のメンバ

ーは、教育に関する団体及び機関を代表する者、教育に関する学識経験を有する者、市職員、その 他教育委員会が必要と認めるものによって構成される。

(2) 学校問題サポートチーム

学校が単独で解決が極めて困難と判断される事案について、その対応策を検討し、解決に向け指導・助言を行う学校問題サポートチームを置く。サポートチームのメンバーは、弁護士、精神科医、心理士、スクールソーシャルワーカー、警察官OB、教員OBによって構成される。

(3) 和歌山市が実施する施策

- ①いじめの防止や早期発見、早期対応のために、保護者向け啓発リーフレット「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて~かけがえのない子どもたちのために~」を作成する。
- ②教職員向け啓発リーフレット「いじめゼロをめざして~子ども一人一人の様子に気を配り、早期 発見を~」を作成する。
- ③いじめの早期発見に向け、「相談ダイヤルカード」を全児童生徒に作成配布し、県や市その他の関係機関が設置している電話相談窓口の周知を図る。
- ④児童生徒、保護者が、インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえ、インターネット 通じて行われるいじめを防止することや効果的に対処すること等についての理解を深めるために、 啓発リーフレット「ネットトラブルを防止するために」を作成するなど必要な措置を講ずる。
- ⑤県教育委員会作成の「いじめ問題対応ハンドブック」、「いじめ問題対応マニュアル」に記載のチェックリスト等を活用し、児童生徒の状況の把握に努め、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。
- ⑥児童生徒が、いじめに対して適切に対応できるよう、少年センターの学校訪問「出前授業」による啓発活動を行う。
- ⑦いじめアンケートを1年間に3回以上実施し、各学校が把握したいじめに関する情報について、 定期的報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
- ⑧県教育委員会が実施しているスクールカウンセラー配置に加え、市のスクールカウンセラーを配置することで、教育相談体制の一層の充実を図る。
- ⑨学校に「特別支援教育支援員」、「特別支援教育支援補助員」、「生徒指導補助員」を配置し、児童 生徒の学習面・生活面での指導 支援の充実を図る。
- ⑩毎月第一本水曜日を「いじめなくそうデー」に定め、学校全体でいじめ解消の取組を推進する。 各校の取組については、子ども支援センターが実践報告集にまとめ、いじめ問題に対する教員の 指導参考資料として全校に配布する。
- ①「きのくに学校警察相互連絡制度」を積極的に運用するなど、警察との情報共有を進めることにより、児童生徒の早期立ち直り支援等に努める。
- ⑫児童生徒の豊かな情操と道徳心、人権感覚を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養 うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権・同和 教育の充実に努める。
- ③学校が、学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒の理解、 未然防止や早期発見、早期対応、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。

2 学校における取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための 組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連 携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針の策定(いじめ防止対策推進法第13条より)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、法第13条に基づき、国基本方針、市基本方針を参考にして、自らの学校の実情に応じた、いじめ防止等の取組について、基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、家庭・地域との連携等について、具体的な手立てや年間の計画を盛り込み、いじめの防止等のための対策の全体が見通せる内容のものとする。 策定に当たっては、家庭・地域の方々の参画を仰ぎ、地域と連携した学校基本方針になるようにすることが、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを、法第22条の組織を中心に点検し必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込む。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等の対策組織の設置(いじめ防止対策推進法第22条より)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の 教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの 防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行う、学校いじめ対策組織を設置する。学校いじめ対策組織は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。構成員には、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。また、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能にするなど柔軟な組織にする。 さらに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、教員・察官経験者など外部専門家等※が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

※各校の実情に合わせ、民生委員・児童委員、保護司等の参加も考えられる。

学校対策組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある 児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を 組織的に実施するための中核としての役割等。

(3) 学校におけるいじめの防止等のための取組

- ①いじめの防止 ・児童生徒一人一人が学級の中で、生き生き活動できるよう指導を工夫し、自分の存在感や友人との連帯感を感じることができる学級づくりを推進する。
- ・児童会や生徒会活動にいじめ問題を取り上げ、意見や考えを交流したり、標語や目標を作成した りすることで、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進する。
- ・道徳教育や人権・同和教育の年間指導計画に、いじめ問題を位置づけ、児童生徒がいじめを生まないより良い人間関係や集団を構築できるよう、学校教育活動全体を通して、計画的・継続的な指導を行う。
- ・「いじめなくそうデー」については、児童生徒の発達段階や実態に合わせて取組を計画し、「いじ めは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・スマートフォン等によるインターネット上の不適切な書き込みが、重大な人権侵害であることを 継続的に指導するとともに、外部の専門家等による情報モラルや情報リテラシーに関する学習機 会を設け、児童生徒の規範意識を向上させる。
- ・発達段階に応じた取組が継続的に実施されるように、校区小中学校内で、いじめ防止に向けた取 組の情報交換を行う。
- ・学校の実情やいじめの課題に応じた研修を企画し、いじめの防止等の対策に係る教職員の理解や 専門性の向上を図る。

②いじめの早期発見

- ・児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないように、学校が組織として、児童生徒の行動や欠 席状況 などを適切に把握する。
- ・定期的に、いじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。また、実施後の対応の 仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進する。
- ・いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な情報集約化のための基本的なルールを策定する。
- ・児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するために、定期的に個人面談等を 実施する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、いじめを訴えやすい環境を整 えるとともに、児童生徒や保護者に、いじめの相談体制を明確化し周知する。

③いじめへの対処

・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組

織を活用し、組織的に対応する。

- ・学校いじめ対策組織が、いじめとして認知した場合、管理職はその結果を、教育委員会に報告する。事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制作りを進める。

〈被害児童生徒への対応及び支援〉

被害児童生徒への対応に当たっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢の下、いじめを受けた児童生徒の保護者と連絡を密に取り合い、次のような対応及び支援を講じていくことが必要である。

- ・被害児童生徒の心的な状況等を十分確認し、被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守り通す ことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くようにした上で、いじめの事実関係を 複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・被害児童生徒にとって信頼できる人物と連携しながら、被害児童生徒に寄り添える体制を構築し、 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得ながら支援する。
- ・被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、登下校や休み時間の見 守りを行ったり、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導したりするなど、被害児童生徒 が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・被害児童生徒が、加害児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、 謝罪、和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ 状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

〈加害児童生徒に対する措置〉

加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、次のような措置を講じていくことが必要である。

- ・いじめたとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったことが確認された場合、スクールカウンセラーや少年センター等の協力を得て、学校は、いじめをやめさせ、状況に応じて、組織的に、再発防止の措置を講ずる。
- ・迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・加害児童生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感· 疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
- ・学校長はいじめを行った児童生徒が、繰り返しの指導に対しても内省の態度を見せず、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒の安全が脅かされると判断した場合、教育委員会に報告する。学校長からの報告を受けた教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命じるなどの措置をとる。

④家庭や地域との連携

- ・和歌山市教育委員会「いじめ不登校問題に関する検討委員会」発行のパンフレット「いじめの未 然防止、早期発見、早期対応に向けて」等を活用し、PTA 総会や保護者懇談会等でいじめ問題 の啓発の場を設定する。
- ・学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通じて広報・啓発を図り、いじめの問題の重要性の認識を広める
- ・いじめの防止等に向けた取組について、学校評価の目標として設定することを検討する。

⑤関係機関との連携

- ・いじめの事案解決に当たっては、学校支援課や少年センター等との情報交換を適宜行い、ケース によっては連携した対応を取る。
- ・警察との連携が必要と認められるケースについては、「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づき、 適時適切に警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、所轄警察署と連携して対 処する。なかでも、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、 直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

第4重大事態への対処

重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条より)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者 又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係 る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある と認めるとき。
- ニ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の意味について

- •「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること を意味する。
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 次のような状況に着目して判断する。
 - ○児童生徒が自殺を企図した場合
 ○身体に重大な傷害を負った場合
 - ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校 が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生

したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

・学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重 大事態の発生を市長に報告する。

3 調査の趣旨及び凋査主体について

- ・第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- ・調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査で は、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会 が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会におい て調査を実施する。
- ・学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人 的措置を含めた適切な支援を行うものとする。

4 調査を行うための組織について

- ・教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査 を行う組織を設け、いじめ行為の事実関係を網羅し、明確になるように調査する。
- ・学校が調査の主体となる場合、学校に設置された「学校いじめ対策組織」を母体とし、 当該重大事態 の性質に応じて、教育委員会や学校問題サポートチームの専門家を組織に加えた調査を行う。
- ・教育委員会が調査主体となる場合、当該重大事態の性質に応じて、学校問題サポートチームの専門家 や市関係機関の担当を組織に加えた調査を行う。
- ・学校問題サポートチームについては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門 的知識及び経験を有する者で構成する。
- ・調査に当たる組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除くなど、当該調査の公平性・中立性を確保する。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ(いつ頃から)」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を迅速に調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないこと は言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発 生防止を図るものである。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や

情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

6 調査結果の提供及び報告

- ・学校または教育委員会は、重大事態に関わる児童生徒及びその保護者に対して、調査の進捗状況や調査結果について、適時適切な方法で説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーなど、関係者の個人情報に配慮する。
- ・調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

7 再調查等

- ・教育委員会及び学校からの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、教育委員会及び学校による調査の 結果について再調査を行うことができる。
- ・市長は、再調査を行ったとき、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保したうえで、その結果 を議会に報告する。
- ・市長は、調査または再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と 同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

第5 その他のいじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 市基本方針の公開等

市は、和歌山市いじめ防止基本方針を教育委員会ホームページに公開するなど、市民がいじめ防止等のための対策等について関心を高められるよう、啓発活動に取り組む。

2 市基本方針の見直し

市は、法の動向等を勘案し、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。